

(表面)

防火管理業務及び防災管理業務委託同意書

〇〇〇株式会社（代表取締役 金沢太郎。以下「甲」という。）は、△△△株式会社（代表取締役 広坂花子。以下「乙」という。）に、消防法第8条第1項及び同第36条第1項において準用する同第8条第1項に基づき、下記の防火対象物の事業所及び建築物その他の工作物の事業所において甲が行うべき防火管理者及び防災管理者の業務を、裏面に記載する事項のとおり、乙に委託します。

防火対象物名	〇〇ビル		
所在地	金沢市〇〇町〇丁目〇番〇号		
用途	(16) 項イ	収容人員	〇〇人

甲の事業所名	〇〇〇〇店		
所在地	金沢市〇〇町〇丁目〇番〇号		
用途	(15) 項	収容人員	〇〇人
防火防災 担当責任者	(職・氏名) 事業部長 金沢次郎		

用途欄は該当する消防法施行令別表用途を記入

〇〇年〇月〇日

甲
金沢市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇株式会社
代表取締役 金沢太郎
(署名又は記名押印)

乙
金沢市〇〇町〇丁目〇番〇号
△△△株式会社
代表取締役 広坂花子
(署名又は記名押印)

法人の場合は事業所の住所、役職を記載

(裏面)

防火管理者及び防災管理者の業務の委託について

(防火管理者及び防災管理者の業務の委託)

第1条 甲は、防火対象物の事業所及び建築物その他の工作物の事業所（以下「本件事業所」という。）において、甲が行うべき防災管理者の業務を乙に委託する。

(防火管理者及び防災管理者の指定)

第2条 甲乙は協議のうえ、防火管理上及び防災管理上必要な事項に関する十分な知識を有している乙の従業員のうちから本件事業所の防火管理者及び防災管理者となるべき者を指定するものとする。なお、防火管理者及び防災管理者となるべき者を変更する場合も同様とする。

(防火管理者及び防災管理者の選任)

第3条 甲は、前条により指定した従業員を本件事業所の防火管理者及び防災管理者に選任し、本件事業所の防火管理業務及び防災管理業務を行わせる。

(防火管理上及び防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限の付与)

第4条 甲は、乙並びに防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行令第3条第2項に規定する「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」及び同第47条第1項に規定する「防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与する。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 避難施設等に置かれた物を除去する権限
- (3) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関する権限
- (4) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する権限
- (5) 消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
- (6) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限
- (7) 収容人員の適正な管理に関する権限
- (8) 防火管理及び防災管理の業務に従事する者に対する指示、監督に関する権限
- (9) その他、防火管理者及び防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

(防火管理上及び防災管理上必要な業務の内容)

第5条 防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員が行う本件事業所における防火管理上及び防災管理上必要な業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 避難施設等の管理に関すること。
- (3) 消火、通報、避難の訓練及びその他防火管理のために必要な訓練の実施に関すること。
- (4) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関すること。
- (5) 消防用設備等の点検・整備の監督に関すること。
- (6) 火気の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (7) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (8) 防火管理及び防災管理の業務に従事する者に対する指示及び監督に関すること。
- (9) その他、防火管理者及び防災管理者として行うべき業務に関すること。

2 甲は、防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則第2条の2第2項第1号に規定する「防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」及び同第51条の6第2項において準用する同第2条の2第2項第1号に規定する「防災管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」として、本契約書の写しを交付するものとする。

3 甲は、防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第2号に規定する本件事業所の「位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項」及び同第51条の6第2項において準用する同第2条の2第2項第2号に規定する「位置、構造及び設備の状況その他防災管理上必要な事項」について説明するものとする。

なお、防火管理上及び防災管理上必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理体制及び防災管理体制並びに自衛消防組織の編成等従事者の配置等に関すること。
- (2) 従業員等に対する防火上及び防災上必要な教育の実施体制に関すること。
- (3) 消火、通報及び避難の訓練及びその他防火管理のために必要な訓練の実施状況に関すること。
- (4) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施状況に関すること。
- (5) その他防火管理上及び防災管理上必要な事項

(防火管理及び防災管理責任の所在)

第6条 甲は、乙並びに防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員の要請等に適正に対処し、最終的な防火管理及び防災管理について責任を負う。

(疑義の決定等)

第7条 この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。